

京都市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成20年2月22日

京都市長 梶本 頼兼

京都市規則第72号

京都市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

京都市都市公園条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表3備考以外の部分中

「

上 鳥 羽 公 園 野 球 場
-----------------

2,600	1,600
-------	-------

」

を

「

上 鳥 羽 公 園 野 球 場
桂川緑地久我橋東詰公園第1球技場
桂川緑地久我橋東詰公園第2球技場
桂川緑地久我橋東詰公園第3球技場
桂川緑地久我橋東詰公園運動場兼ソフトボール場
桂川緑地久我橋東詰公園テニスコート

2,600	1,600
2,600	1,600
2,100	1,300
1,700	1,000
2,600	1,600
1,700	1,300

」

に、

「

桂川緑地久我橋東詰公園第1球技場
桂川緑地久我橋東詰公園第2球技場

2,600	1,600
2,100	1,300

桂川緑地久我橋東詰公園第3球技場			1,700	1,000
桂川緑地久我橋東詰公園運動場兼ソフトボール場			2,600	1,600
桂川緑地久我橋東詰公園テニスコート			1,700	1,300

を

「

宝が池公園子どもの楽園有料駐車場	1 回	1 日	500
------------------	-----	-----	-----

に改め、同表備考2中「有料公園施設（）」の右に「宝が池公園子どもの楽園有料駐車場及び」を加える。

#### 附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(建設局水と緑環境部緑地管理課)